

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	みよし市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	平成２８年１月１４日（木曜日）午後２時から午後２時５０分まで		
開 催 場 所	みよし市役所３階３０１会議室		
出 席 者	(委員) 天石惇郎（会長）、野崎又嗣（職務代理）、関谷諭美、島 典広、西田 基、加藤芳文、木戸功男、高見ユキエ、山内なほみ、村上峯子、小野春男 （欠席 日比野守道） (事務局) 近藤市民部長、柴田市民部次長、塚田保険年金課長、野々山保険年金課副主幹、近藤保険年金課主任主査、江坂健康推進課主幹		
次 回 開 催 予 定 日	平成２８年７月		
問 合 せ 先	保険年金課 担当者名 野々山、近藤 電話番号０５６１－３２－８０１１ ファックス番号０５６１－３４－３３８８ メールアドレスhokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	・ 議事録全文 ・ 議事録要約	要約した理由	
審 議 経 過	次ページ以降のとおり		

市民部次長

ただいまより「平成 27 年度第 2 回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。
礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。
「一同、礼」、ご着席ください。
本日の会議は約 1 時間を予定しております。よろしくお願いいたします。
なお、本運営協議会は会議公開となりますので、ご協力をお願いします。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。
はじめに、天石会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。

天石会長

新しいメンバーになって 2 回目の協議会を開催いたします。
最近の状況を見ますと、国保加入者の高齢化、国保事業の収入にあたる保険税に対し、医療がどんどん高度化してきていることもあり、国保財政が大変厳しい状況にあります。
そのような中で、みよし市もいろいろな対策を行い、医療費の削減を図っておりますが、なかなか結果に結びついていない状況にあります。
そういう中で、皆様ご承知のように平成 30 年度からは国保事業が県との共同経営となり、保険税の統一化の動きがあることから、これまでは裕福で保険税が安くて済んだ市町の保険税が統一化によって引き上げなければならないということも考えられ、ますます厳しい状況になるのではと考えております。
私は現在社会福祉協議会の役員をしており、介護事業にも関わっておりますが、介護にお世話にならないように、皆様に元気にお年を取っていただくことが大切かと思います。
本日は、協議事項が 2 点、報告事項が 2 点ございますので、慎重な審議をお願いします。

市民部次長

ありがとうございました。

市民部次長

それでは、ただいまから議事に入ります。
みよし市国民健康保険運営協議会規則第 3 条第 1 項の規定により、議事については会長が議長を務めることになっておりますので、天石会長よろしくお願いいたします。

天石会長

規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。
本日の出席者は 11 名であり、みよし市国民健康保険運営協議会規則第 6 条に定める定足数に達しており、今協議会は成立しています。
はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたします。関谷諭美委員と山内なほみ委員を議事録署名者に指名します。書記を保険年金課の近藤主任主査にお願いします。

保険年金課長

それでは議事に入ります。

はじめに、協議事項（１）「みよし市国民健康保険データヘルス計画について」事務局より説明をお願いします。

お手元の資料１ページをご覧ください。

１の計画策定の趣旨にありますように、平成２５年６月１４日に閣議決定されました「日本再興戦略」、平成２６年３月３１日に改正されました「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に沿って、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表・事業実施等の取組を推進することとなりましたので、本市においても、平成２８年３月末までに計画の策定をしてまいります。

２の計画の期間ですが、平成２８年度・２９年度となっております。国の第２期医療費適正化計画が平成２５年度からの５か年計画となっており、その最終年度となる２９年度までには、全ての保険者がデータヘルス計画に基づき、実施に取り組むこととなっております。

３の計画の位置づけですが、みよし市総合計画における「誰もが健康で生きがいのある暮らし」という基本目標があり、その計画実施の指針として、健康増進法に基づき策定されました「健康みよし 21（第２次計画）」により健康増進にかかる実施計画となっております。また、「みよし市第Ⅱ期特定健康審査等実施計画」があり、これは国民健康保険に加入している４０歳から７４歳までの方の生活習慣病の予防に重点を置きました特定健康診査事業の推進の実施計画です。

このように、総合計画の中で、これらの２つの計画と整合性を取りながら、国民健康保険法第８２条に基づいて、データヘルス計画の策定をするものであります。

４の「データヘルス計画とは」についてですが、ここにありますように、ＫＤＢ、いわゆる国保データベースシステムにありますレセプト、健診情報等のデータを踏まえて、効率的・効果的な事業をＰＤＣＡサイクルで実施するための計画となります。

まず計画として、データ分析に基づく事業の立案、つまり健康課題や事業目的の明確化、目標設定、費用対効果を考慮した事業選択を行い、事業を実施し、その評価・改善を行うという流れで、ＰＤＣＡサイクルに基づいて、常にデータを取りながら、健康増進事業を適正に実施していくこととなります。

計画書の作成にあたっては、５のデータヘルス計画目次構成（案）に従い、作成というふうを考えております。

６の「みよし市の現状と今後の方向性」ですが、現在データを取りつつありまして、その中間的なご報告となりますが、概ねの現状は、このようになっております。

これらを踏まえまして、今後の方向性であります、基本的にここに挙げてあります６項目を中心に進めていくことになると考えます。

データヘルス計画の策定については、このような概要で進めてまいりたいと考えております。

天石会長

事務局より説明いただきました事項についてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

小野委員

この計画のデータには企業に勤めてる方のデータは入っていないと思いますが入れる予定はありますか。

保険年金課長

データヘルス計画は各保険者のものであるため、当分の間は現状のままです。この計画は平成 29 年度までであり、「30 年度以降は国保に加入する前のデータを取り込んで」という話もありますが、現段階ではそこまで考えておりません。

小野委員

社会保険の若い方でも生活習慣病等で医療費が嵩んでいる方もいます。将来的にはみよし市が負担をすることになります。企業におまかせではなく、指導等を早い段階で取り組んでいくべきかと思います。

保険年金課長

この計画は国民健康保険に入っている方のためであることが大前提となります。市全体の話となりますと部局が異なりますのでそちらの部局にご意見をお伝えしておきます。

小野委員

健康でピンピンコロリンが大事かと思います。いかに健康づくりが大事かと思います。
健康づくりの団体に補助を出している自治体もあると聞いております。また、長久手市では脳ドック検査に対して 65 歳以上に補助があります。いろんなことを行っている自治体が全国にあると思いますので参考にさせていただき、検討を含め、計画を進めていただきたいと思います。

保険年金課長

この計画はデータに基づいての実施になりますので今のご意見は参考にさせていただきます。

小野委員

ぜひ、繋げていっていただきたいと思います。

天石会長

この計画は目標に向かって進めるわけですがどのような項目を具体的に考えているのですか。

保険年金課長

例えば、特定健診の受診率に目標を定め、それに近づけるなどがあります。

天石会長

ここで採決に入りたいと思います。
協議事項（１）「みよし市国民健康保険データヘルス計画について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

天石会長

ありがとうございました。協議事項（１）「みよし市国民健康保険データヘルス計画について」は原案どおり承認されましたので、今後データヘルス計画につきましては、これに基づき、策定をお願いいたします。

天石会長

続きまして、協議事項（２）「平成２８年度税制改正大綱について」事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

資料の２ページをご覧ください。

平成 27 年 12 月 16 日に平成 28 年度税制大綱が発表されました。その中で、国民健康保険税にかかる改正内容を示しております。

まず賦課限度額ですが、現行は最高で合計 85 万円、内訳は基礎課税額 52 万円、後期高齢支援金等課税額 17 万円、介護納付金課税額 16 万円となっていますが、今回の改正は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額について、2 万円ずつ引き上げるものであります。

次に、低所得者世帯の軽減拡大ですが、低所得者を保護するために、今の対象額を広げるものであり、平等割と均等割の額を 5 割もしくは 2 割を軽減するものであります。

現在、5 割軽減の対象が世帯の所得が 33 万円に 1 人当たり 26 万円を加算した額以下であること、2 割軽減の場合は同じく 33 万円に 1 人当たり 47 万円を加算した額以下であることとしていますが、これを今回の改正では、5 割軽減の場合は 1 人当たり 26 万 5 千円に、2 割軽減の場合は 1 人当たり 48 万円に引き上げるものであります。

実際の税収の影響ですが、27 年 7 月の本算定時の状況を基に算出しますと、約 405 万 3 千円の増収となります。ただ、低所得者世帯の軽減拡大がありますので、そちらを算定しますと、約 107 万 8 千円のマイナスになりますので、最終的には、差し引き約 297 万 5 千円の増収になる見込みです。

天石会長

事務局より説明いただきました事項についてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

天石会長

条例改正が必要ということでしょうか。

保険年金課長

これは 12 月に出ました税制大綱によるもので軽減制度はこれに合わせなくてはなりません。限度額については示された額の範囲内ということですがみよし市の場合は前回までの答申の付帯意見により、法律どおりに限度額を変えてきましたのでこの大綱で示されたとおりに改正をと思います。

小野委員	歳出の削減する方法等を見えるように、また経費を削減した中で負担をとにかく減らしてほしいと思います。新聞紙上で市民法人税の減が載っていましたが、こういうことも含めて歳出の削減を示してほしいです。
保険年金課長	医療費については削減していかなければなりません。ただ、保険税については介護納付金部分、後期高齢者医療負担部分など他の保険者に関わる部分もあり、それも含めてこの大綱がでております。
小野委員	健保の財源はいろいろなかたちで使われていると思います。マイナンバーもスタートしましたし、行政の改善はかなりできるかと思います。被保険者に負担ばかり求めるのではなく、行政として歳出の削減部分を見えるようにしてほしいです。
保険年金課長	今回のデータヘルス計画がその一つです。この計画を実施していきますと傾向等が掴めるのではないかと思います。
小野委員	病気になった人を治すのではなく、医者が健康指導をし、それを点数とし、医者にも金が入る仕組みができるといいかと思います。病気になる前の仕組みが一番大事なのではないかと思いますのでこれを提案させていただきます。
天石会長	小野委員のいうとおり公開することが必要かと思います。今度の審議の時には台所事情がわかる資料をお願いいたします。
市民部長	医療費抑制、健康増進の取り組みという部分とは言えませんが、行政改革的部分であるならば、行政改革推進委員会があります。今年度の取り組みについての事業の削減内容等を審議で諮り、公開させていただいておりますので市全体の取り組みについてはそちらをご覧ください。
小野委員	市として、結果的なデータではなく、実際の活動、計画の中で市民を巻き込むかたちはとれないでしょうか。すぐにはできないと思いますがこれから検討していただきたいと思います。 私自身お手伝いできる場がありましたら、呼んでいただきたい。
市民部長	今、ご意見いただきましたことは議事録を関係課に提供させていただきます。
天石会長	行政改革推進委員会では委員の方でなくても意見を言える仕組みになってますのでそちらで提案していただければと思います。

それでは協議事項（２）「平成２８年度税制改正大綱について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

協議事項（２）「平成 28 年度税制改正大綱について」は承認されましたので、これに基づき、国民健康保険税条例の改正手続を進めていただきます。

続きまして、報告事項（１）「近隣各市における国民健康保険税（料）率の状況について」事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

資料３ページをご覧ください。

26 年度の運営協議会の答申を受け、27 年度に税率を上げさせていただきましたが、その答申の付帯意見といたしまして、「県内及び西三河各市等とのバランスを考慮した定期的な見直しが望ましい」「資産割税率の廃止を含めた見直しが望ましい」「課税限度額については、引き続き国の定めた限度額とすることが望ましい」とのご意見をいただいております。これらを踏まえて、来年度は税率の見直しを考えていきたいと考えておりますので、今現在の近隣各市の状況につきまして、今回は参考として報告させていただきます。

なお、４ページは３ページに掲げた税率の内訳を示したもので、５ページは県内各市の状況を示したものであります。

市民部長

補足説明になりますが、来年度から検討していただく事項ですが３ページにあります資産割のある自治体と、ない自治体があります。平成 30 年度からの県単位化に向け、本市では将来的には資産割をなくす方針がでておりますのでそれを踏まえたいと思います。

天石会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

《質問なし》

ないようですので続きまして、報告事項（２）「診療報酬改定について」事務局より説明をお願いします。

保険年金課長

資料６ページをご覧ください。

平成 27 年 12 月 21 日に厚生労働省から平成 28 年度の診療報酬改定について発表がありました。

これによる医療費の増減も考えられますので、これを踏まえながら、税率改定を検討していくことも必要な場合もありますので、参考にさせていただきたいと思います。

天石会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

野崎職務代理人

ジェネリック医薬品の利用促進についてです。私は薬をもらっていますが時間が経ってから薬をもらう時にジェネリック医薬品にしませんかと話があり、ジェネリック医薬品に変えました。
ジェネリック医薬品はどれぐらいの方が利用していますか。

保険年金課長

全体の 40 歳以上の対象になる方で 40% ぐらいの方がジェネリック医薬品を利用してます。ただし、全ての被保険者を把握しているわけではありません。

市民部次長

周知についてですが、納税通知書や保険証発送時に使用促進のシールやチラシを同封させていただいております。

小野委員

ジェネリックは欧米では 9 割の普及率であり、4 割とはあまりにも低い数値です。PR が悪いなどいろんな原因があるかと思います。

野崎職務代理人

PR はしてるかと思いますが周知がまだまだされていない状況ですね。

天石会長

以上で、本日予定されておりました議事についての審議は全て終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

市民部次長

ありがとうございました。以上で平成 27 年度第 2 回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。
次回の開催は、平成 28 年 7 月を予定しています。開催につきましては、出来るだけ早い時期にご案内いたしますので、よろしくお願いします。
それでは、最後に礼の交換をお願いいたします。一同、ご起立ください。「一同、礼」ありがとうございました。